

交通事故にあった際
加害者は **任意保険に加入している。**

YES

クリニックにて治療法・期間の説明を
患者様へ行います。

クリニックにて治療費の見積書を作成
相手方の **任意保険会社へ送付。**
保険会社からクリニックへ
振り込み実施

患者様は**無料で治療開始**

治療完了後 診断書を作成し
任意保険会社へ送付。
また必要があれば、
後遺症認定診断書を作成

NO

自賠責保険にて、治療費の請求及び慰謝料の請求を行
います。
被害者の方自身がお加入されている、自動車保険や損
害保険に「**弁護士費用特約**」がついているかをご確認
下さい。

YES

加害者側への治療費請求をご自身の弁
護士を経由して請求することが可能と
なります。
患者様ご自身が相手方と交渉する必要
はありません。弁護士費用も無料とな
ります。

クリニックにて治療法・期間の説明を
患者様へ行います。そして必要な治療
に関する費用をお見積りいたします。
それを、弁護士経由にて加害者へ請求
をいたします。

NO

クリニックにて治療法・期間の説明を
患者様へ行います。そして必要な治療
に関する費用をお見積りいたします。
このお見積書を加害者側へ請求します。

※加害者側と連絡が取れない等、不誠
実な対応の為、自賠責保険への被害者
請求をされる場合は、まずはクリニッ
クへご相談ください。

加害者の方からクリニックへ治療費の振込後、
患者様は無料にて治療開始

治療完了後、**症状固定による醜状診断書**を作成し、加
害者の方へご送付いたします。それを元に加害者の方
は、自賠責保険へ請求を実施します。
診断書を元に慰謝料の算定がなされ、自賠責保険から
被害者の方へ慰謝料が振り込まれます。